参考資料

策定体制過(平成 30 年 12 月策定時)

○ 都市計画審議会
- 構成：委員（学識経験者、市議会議員、関係行政機関の職員）
- 役割：市から付議のあった案について議決を行う

○ 懇話会
- 構成：学識経験者、各種市民団体、関係行政機関など 19 名で構成
- 役割：市から提案のあった案に対して意見・提言を行う

○ 庁内の検討体制
- 構成：庁内検討会（関係課室長の 29 名で構成）
  庁内ワーキング（関係課室担当者の 28 名で構成）
- 役割：計画の内容について検討する

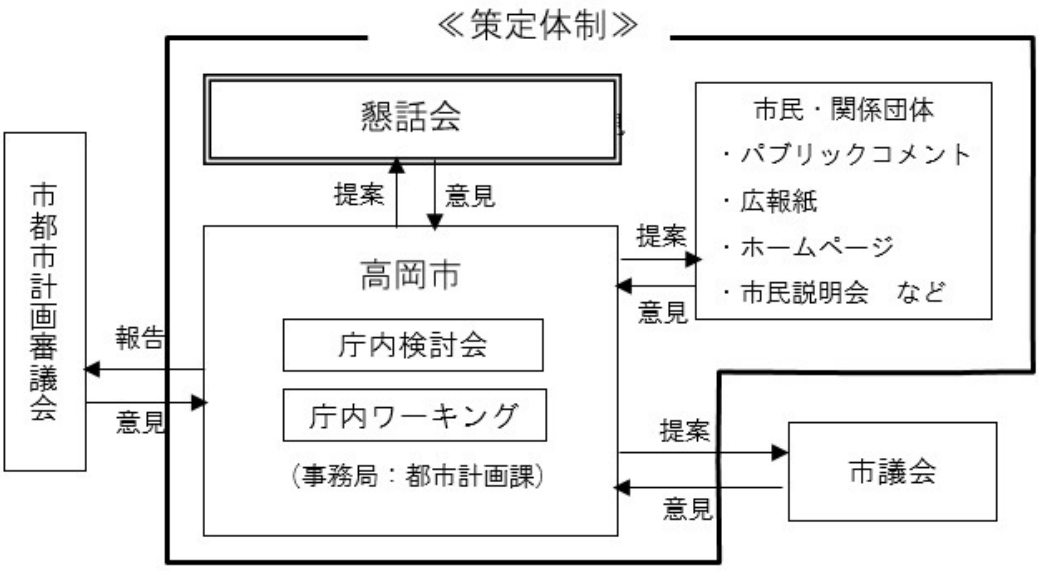

懇話会委員名簿(平成 30 年 12 月策定時)

氏名	所属・役職等
上地　一郎	高岡法科大学教授 ※１
尾崎　憲子	高岡市社会福祉協議会長
加須栄　徹朗	高岡市農業協同組合常務理事
金岡　省吾	富山大学地域連携推進機構教授
金山　健治	富山県宅地建物取引業協会高岡支部副支部長
坂元　美咲	学生（富山大学）
島崎　　勉	高岡市観光協会専務理事　※２
炭谷　靖子	富山福祉短期大学学長
髙山　純一	金沢大学教授
中野　聡一郎	富山県高岡土木センター所長　※３
中村　総一郎	高岡市PTA連絡協議会会長　※４
蜂谷　俊雄	金沢工業大学教授
福濱　方哉	国土交通省富山河川国道事務所長
松下　壮一郎	学生（高岡法科大学）
松村　浩史	高岡商工会議所地域産業活性化常任委員長
三好　申剛	高岡青年会議所監事
六瀬　栄巳子	高岡市地域活動クラブ連絡協議会会長　※５
若野　富男	高岡市連合自治会副会長　※６
和田　瞬佑	高岡伝統産業青年会会長

五十音順・敬称略

※１　H28.10.25～ 豊本 治 副学長　H29.2.24～ 上地 一郎 教授
※２　H28.10.25～ 東保 英則 専務理事　H29.4.1～ 島崎 勉 専務理事
※３　H28.10.25～ 神埜 進 所長、H30.4.1～ 中野 聡一郎 所長
※４　H28.10.25～ 鶴瀬 ゆかり 副会長、H29.6.5～ 中村 総一郎 会長
※５　H28.10.25～ 高森 佳代子 監事、H29.7.6～ 六瀬 栄巳子 会長
※６　H28.10.25～ 林 隆三　副会長、H29.7.6～ 若野 富男 副会長

策定経緯

年月日	都市計画審議会	懇話会	市民
H28.8.25	策定の背景と目的 策定体制とスケジュール		
H28.10.25		＜第１回＞ 策定の背景と目的 策定体制とスケジュール 本市の概況	
H29.2.24		＜第２回＞ （都市づくりの方針 将来都市構造）	
H29.5.16	（都市づくりの方針 将来都市構造）		
H29.6.5		＜第３回＞ 基本的な考え方	
H29.10.11		＜第４回＞ 基本的方針 ・まちづくりの方針 ・誘導の考え方	
H29.11			市民と市政特集
H29.11			市民意見募集
H29.11.8 12 21 23			市民説明会 ※旧高岡市･旧福岡町会場各２回（計４回）開催
H30.3.29		＜第５回＞ 市民意見募集の結果 誘導区域・施設・施策の方向性	
H30.6.27	誘導区域・施設・施策の方向性		
H30.7.6		＜第６回＞ 計画（素案）	
H30.8			市民と市政特集
H30.8～			市民意見募集
H30.8.6 20 22 24 26 27			市民説明会 ※地域別構想の中部地区２回、その他地区１回ずつ（計６回）開催
H30.11.6		＜第７回＞ 市民意見募集の結果 計画（案）	
H30.11.28	計画（案）		
H30.12.25	計画の策定		

変更経緯

年月日	都市計画審議会	市民
R4. 12. 8		地元説明会
R5. 1. 10～ R5. 1. 24		市民意見募集
R5. 2. 16	計画変更（案）	
R5. 2. 28	計画の変更（居住誘導区域の追加、目標値の変更）	

用語集

	用語	説明
ア行	アクセス	対象とする場所に近づくこと、または目的地に到着するための交通手段。
	インセンティブ	目標を達成するための刺激、誘因。
	インフラ（都市基盤）	道路・公園・上下水道・河川などの公共施設。
	NPO	Non-Profit Organization という英語の略称で、日本語では民間非営利組織を指す。一般的には営利を目的とせず、社会貢献活動を組織的に行う団体（市民活動団体）をいう。
カ行	既存ストック	これまで整備されたインフラ（都市基盤）や公共施設、建築物など。
	急傾斜地崩壊危険区域	傾斜度が三十度以上であり崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地。
	狭隘道路	狭くゆとりのない道路。
	区域区分	都市計画法第７条で、都市計画区域の無秩序な市街化を防止するために、優先的・計画的に市街化を図る市街化区域と市街化を抑制する市街化調整区域を定めること。線引きともいう。
	広域都市拠点	都心エリア（新高岡駅～高岡駅～中心市街地）において、県西部の中核都市にふさわしい高次都市機能の集積を図る拠点。
	高次都市機能	都市内において健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動をするために必要な公共、医療、福祉、子育て、商業、教育・文化、交流機能などの内、本市全域または県西部地域など多くの方々が利用される機能。
	洪水浸水想定区域	河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域と水深を表示した図。
	交通結節点	鉄軌道やバスなどの交通が集中的に結節する点。
	コミュニティ	住民どうしの協力や結びつきによる地域の活動やそのまとまり。
	コンパクト・アンド・ネットワーク	本市の成り立ちや都市基盤整備状況等を踏まえつつ、各地域の特性に応じた都市機能や居住機能をそれぞれの市街地内に誘導するとともに、それらを公共交通等で結ぶまちづくり。
サ行	市街化区域	都市計画法第７条に定められた区域区分のうち、既に市街地を形成している区域、概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域。
	市街化調整区域	都市計画法第７条に定められた区域区分のうち、無秩序な市街化の拡大を抑制し、農林漁業に必要な用地の確保、都市に必要な自然環境を保全する区域。
	市街地	住宅・商店・工場などがまとまって立地する地域。
	市街地開発事業	一定の広がりのある区域を面的に開発する事業のこと。宅地造成、建築物の立地を単体で施行するだけではなく、地権者で構成される組合などが事業主体となって、総合的な土地利用計画に基づいて、道路や公園などの都市施設とあわせて整備事業。
	地すべり防止区域	土地の一部が地下水等に起因して地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域

サ行	周辺市街地（周辺市街地エリア）	都心エリア周辺の市街地、伏木、戸出、中田、牧野、立野・東五位、福岡地区の市街地で住民が地区内で快適な生活を送ることができるよう日常生活を支えるサービス機能の配置や良好な居住環境の形成を図るエリア。
	少子高齢化	低出生率の持続と高齢人口（65 歳以上）の全人口に占める割合が持続的に上昇する社会変化。
	線引き区域	都市計画法第７条で、都市計画区域の無秩序な市街化を防止するために、優先的・計画的に市街化を図る市街化区域と市街化を抑制する市街化調整区域を定めた区域。
タ行	地域生活拠点	周辺市街地エリア（伏木、戸出、中田、牧野、立野・東五位、福岡）内の広域都市拠点との連携の中心となる駅等の周辺において、身近な生活サービス機能の集積を図る拠点。
	地域バス・地域タクシー	地域住民が主体となった交通手段で、公共交通不便・空白地域における地域住民の生活の足を確保するもの。
	地区計画	住民が主体となって、各地区の特性に応じた良好なまちづくりを進めるため、道路･公園等の配置や建築物の形態や用途、高さの制限などについて定める計画のこと。
	中心市街地	高岡駅を中心とする一帯の市街地であり、開町以来の歴史・文化を受け継ぐとともに各時代における産業、行政の様々な都市機能を担ってきた、まさに「高岡の顔」として発展してきた地域。
	津波災害警戒区域	最大クラスの津波（数千年に一度とされています。）が発生した場合に、住民の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域。
	低未利用地	市街化区域内において、適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地（田、畑など）」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い「低利用地（暫定的に利用されている資材置場や青空駐車場など）」の総称。
	都市機能	医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの。
	都市計画	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画。
	都市計画基礎調査	都市計画に関する基礎調査であり、概ね５年ごとに人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等について、現況及び将来の見通しを調査すること。
	都市計画区域	一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を都道府県が指定したもの。
	都市計画審議会	高岡市が都市計画を定めるときに、都市計画法第 77 条の２に基づき計画案を調査・審議する機関のこと。都市計画は都市の将来の姿を示すものであり、市民生活に大きな影響を及ぼすため、都市計画を定めようとするときは、高岡市だけで判断するのではなく、学識経験者や議会の議員、関係する国・県などで構成される審議会の調査・審議を経て都市計画を定める。審議委員は、高岡市都市計画審議会条例に基づき、15 名以内で構成。
	都市交通軸	都心エリアと周辺市街地エリア（伏木、戸出、中田、牧野、立野・東五位、福岡）を結ぶ交通軸。
	都市施設	都市生活に必要不可欠な施設で、都市計画法第 11 条に定める、道路、公園、上下水道、交通施設・供給・処理施設、教育文化施設、医療施設、住宅施設などの施設の総称。

タ行	土砂災害警戒区域	がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。
	土砂災害特別警戒区域	がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。
	都心エリア	県西部地域の中核的都市にふさわしい、にぎわいと魅力ある空間の創出を図るエリアであり、都心軸を中心に「まちの顔」を一体的に創り上げていく空間。
	都心交通軸	新高岡駅・高岡駅・中心市街地を結ぶ交通軸。
	都心軸	都心エリア（中心市街地～高岡駅～新高岡駅）内の一体性を向上するため公共交通の強化・充実を図るための各ゾーンを結ぶ鉄軌道や道路。
	土地区画整理事業	道路、公園等の公共施設の整備や宅地の利用の増進を図るため行う、土地の区画形質の変更や公共施設の新設または変更に関する事業。
	DID（人口集中地区）	国勢調査で設定された地区で、人口密度1haあたり40人以上の地区が集合し人口5,000 人以上となる地域のこと。
	都市のスポンジ化	都市の内部において、空き地、空き家等の低未利用の空間が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに、相当程度の分量で発生する現象。
	富山高岡広域都市計画区域	富山市、高岡市、射水市の３市で構成する都市計画区域のこと。
ナ行	ネットワーク	市街地内の歩行や市街地間の公共交通が相互に有機的に結合した状態。
ハ行	ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。
	パブリックコメント	計画の策定及び条例の制定等の過程において、案の段階で広く公表し、市民からの意見又は提案を求め、寄せられた意見等に対する考え方を明らかにして、施策等の意思決定に反映させることを目的としたもの。
	非線引き区域	市街化の圧力が弱い地域で、都市計画法第７条に定める区域区分（市街化区域と市街化調整区域の区分）が行われていない都市計画区域。
	福岡都市計画区域	旧福岡町で構成する都市計画区域のこと。
マ行	モビリティマネジメント	１人１人のモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等）に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策。
ヤ行	遊休不動産	老朽ビル、中小倉庫、空き家、空き地等の活用されていない不動産。
	容積率	建築基準法第52条に基づく建物の制限。建物の延べ面積の敷地面積に対する割合。建物の密度を規制することにより、道路等の公共施設の整備状況に即した密度に抑制するための基準。
ラ行	リノベーション	遊休化した不動産という空間資源と潜在的な地域資源など、今あるものを活かし新しい使い方をすること。

高岡市立地適正化計画
令和５年［2023年］２月

発行　高岡市都市創造部都市計画課
〒933-8601 富山県高岡市広小路7−50
TEL 0766-20-1404　FAX 0766-20-1655
E-mail：toshi@city.takaoka.lg.jp
URL：http://www.city.takaoka.toyama.jp/